

# ダム湖面をご利用の皆様へ

## ライフジャケット着用を忘れずに!!

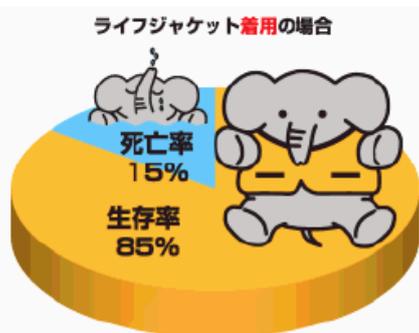
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則においてプレジャーボートなどの小型船舶では、船長の遵守事項として、船長自身も含めた乗船者に対してライフジャケットを着用させることなどが定められています。

その中でも、次のイラストの乗船者に対してはライフジャケット着用が義務となっています。

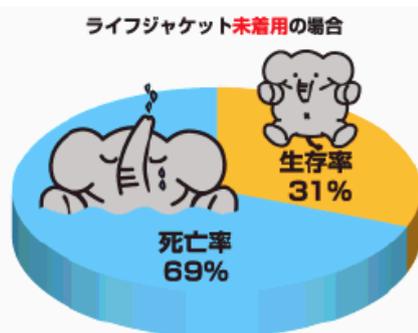


## ライフジャケットの着用は、 万一の水転落に備えて重要です。

ライフジャケットを着用して水転落した場合は、ライフジャケット未着用の場合に比べて生存率が約3倍も高く、逆に未着用の場合は死亡率が約5倍も高くなります。



ライフジャケット着用の場合は生存率が約3倍



ライフジャケット未着用の場合は死亡率が約5倍

海中転落者のライフジャケット着用・未着用別の生存率(海上保安庁資料より作成)

※数値は、漁船・プレジャーボート等の小型船舶における平成13年~17年のものです

出典:国土交通省ホームページをもとに作成

水がささえる豊かな社会



独立行政法人水資源機構 新宮ダム管理所  
お問い合わせ先 〒799-0301 愛媛県四国中央市新宮町馬立1144  
TEL 0896-72-2021

# 航行禁止区域と遊漁禁止区域について

新宮ダムでは、下図の範囲について、一般船舶の立ち入りが禁止されています。



新宮ダムの湖面利用のさいには、  
ライフジャケットは必ず着用して下さい